

第一フロンティア生命／第一生命のご案内



第一フロンティア生命は第一生命グループの生命保険会社です

第一フロンティア生命は、銀行・証券会社・信用金庫などの募集代理店を通じて、主として長期の資産形成をサポートする保険商品を提供する生命保険会社です。第一フロンティア生命では、販売商品の特性に合わせて専門性を高め、質の高い商品とサービスをお客さまにご提供し続けることをめざしています。

いちばん、人を考える会社になる。

第一生命

第一生命について

第一生命は、明治35年(1902年)に設立以来、100年を超える歴史のなかで、一貫して経営理念である「お客さま第一主義」の実現をめざしてきました。「社会からの高い信頼を確保し、その発展に貢献する」「お客さまの最大の満足を創るために、商品、サービス、会社の体制を最高水準に維持する」基本思想を堅持し、生涯設計に基づくお客さまの一生涯のパートナーであることを追求しています。

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
☎ 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「ご契約状況のお知らせ」(特別勘定運用期間中 年4回)**
*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 「決算のお知らせ」(年1回)**
*毎年7月下旬以降にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者(生命保険募集人)の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先[第一フロンティア生命03-6863-6211(大代表)]までご連絡ください。

その他ご注意いただきたい事項について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます。)に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることになります。この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。(保護機構については、「ご契約のしおり」をお読みください。)詳細については、生命保険契約者保護機構[TEL 03-3286-2820・月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>]までお問い合わせください。
- この商品は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品です。この商品は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。募集代理店が元本の保証を行うことはありません。なお、保険契約にご加入いただくか否かが募集代理店における他の取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店は、取扱商品の引受保険会社の支払能力を保証するものではありません。
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。
- 法令上の規制により、お客さまの勤務先や融資のお申込状況などによってはお申し込みいただけない場合があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

お客さまサービスセンター ☎ **0120-876-126**

営業時間:月曜日～金曜日(祝祭日、年末・年始などの休日を除く)9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

'11年4月版

②C22F0150(H23.2.4) 営業F1209-02 '11年3月作成 リ

第一フロンティア生命の変額終身保険

プレミアライフ

一般勘定移行型変額終身保険

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。



[引受保険会社]



第一フロンティア生命
第一生命グループ

守りながら「ふやしたい」

ふえたらすぐに「使いたい」

資産運用って言われても、
よくわからないし、
心配なことが多そう、
という声をお聞きしますが・・・

運用って資産が減ることも
あるでしょ・・・？

プレミアライフは、
守りながら「ふやしたい」
というお客さまの声に
お応えできる商品です。
(最低保証のある安心 ▶ P9)

さらに・・・ふえたらすぐに「使いたい」
お客さまはP3へ

プレミアライフは、リスクをコントロールしながら安定的な収益確保をめざします。

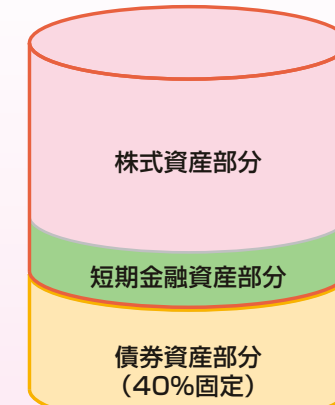
資産の値動き(株式価格の変動率)が小さいとき
●資産価格の上昇が期待される局面と考えます。

資産の値動き(株式価格の変動率)が大きいとき
●資産価格の下落が懸念される局面と考えます。

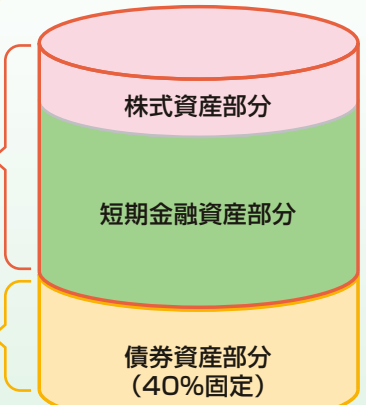
株式資産部分の配分比率を引き上げて
収益の獲得をめざします。

短期金融資産部分の配分比率を引き上げて
価格の下落リスクを軽減します。

株式資産部分と
短期金融資産部分の配分比率は、
株式価格の変動率に応じて
毎週機動的に見直されます。



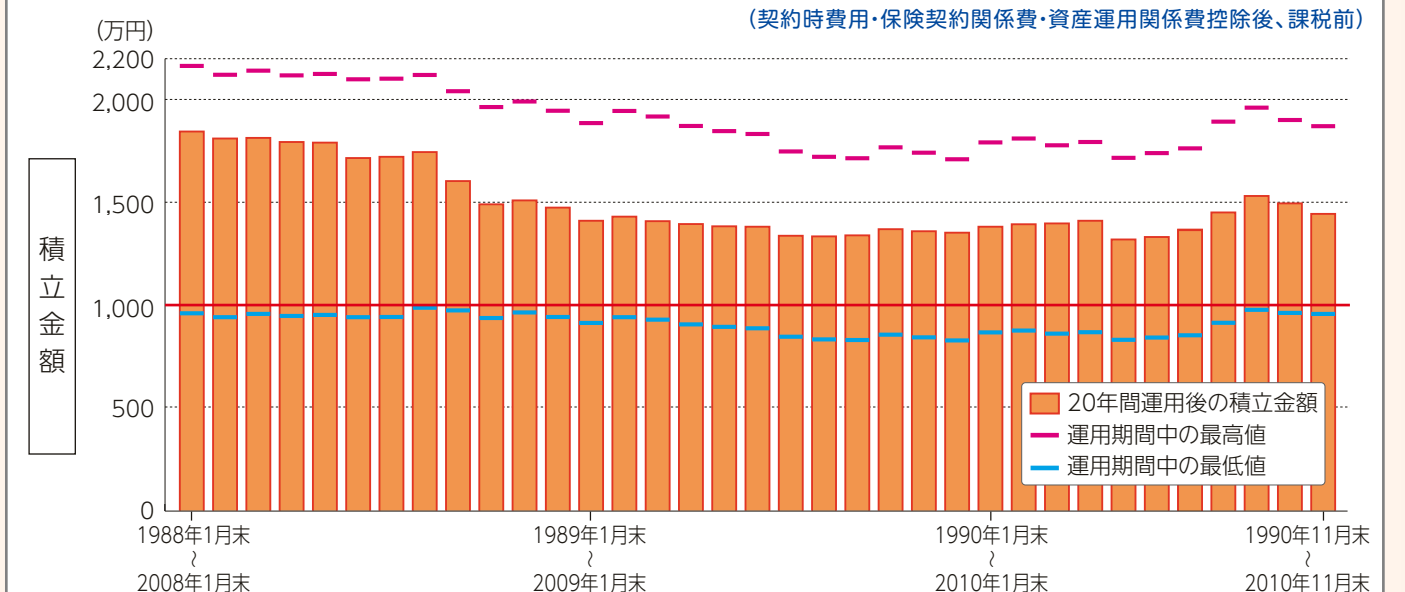
60%を配分
ただし、株式資産部分と
短期金融資産部分の配分比率は
週次で見直しを行います。



プレミアライフは、長期的な資産の成長をめざして運用を行います。

参考1 20年間運用した場合の積立金額のシミュレーション

下記のグラフは、保険料1,000万円を特別勘定と同じリスクコントロール方法に従って、1988年1月から1990年11月までの各月末に運用開始し、それぞれ20年間運用したと仮定した場合の20年間運用後の積立金額、および20年間中の最高値・最低値について、第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。



⚠ ご注意ください

参考1のグラフは事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

【データ出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が計算。

【参考データ】米国株式:S&P500種指数先物取引、欧州株式:ユーロ・ストックス50指数先物取引(ただし、1988年1月～1998年6月については、MSCI ドイツローカル指数(配当込み)・MSCI フランスローカル指数(配当込み)をもとに第一フロンティア生命が算出)、国内債券:日本国債先物取引(長期国債先物)

*MSCI フランスローカル指数(配当込み)は1988年1月より公表が始められたため、それ以降のシミュレーションとしています。MSCI ドイツローカル指数(配当込み)・MSCI フランスローカル指数(配当込み)は、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しております。

ふえた成果をすぐに使いたいけど、 生命保険は自分では 使えないんでしょう・・・？

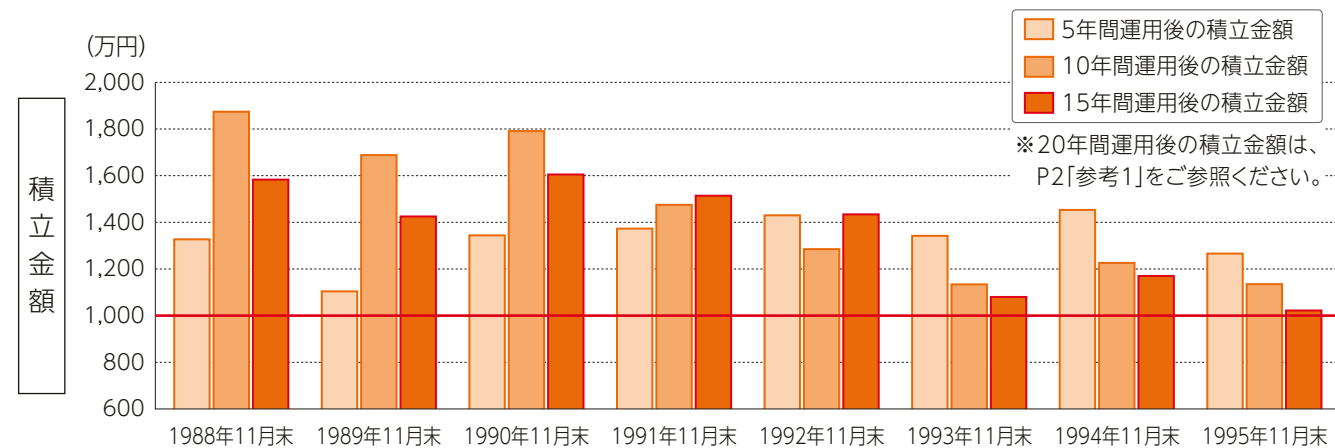
生きてるうちに
活用できないの・・・？



参考2 5年・10年・15年経過時点の積立金額の運用シミュレーション

下記のグラフは、保険料1,000万円を特別勘定と同じリスクコントロール方法に従って、1988年から1995年まで各年の11月末に運用開始し、それぞれ5年間、10年間、15年間※運用したと仮定した場合の積立金額を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。

(契約時費用・保険契約関係費・資産運用関係費控除後、課税前)



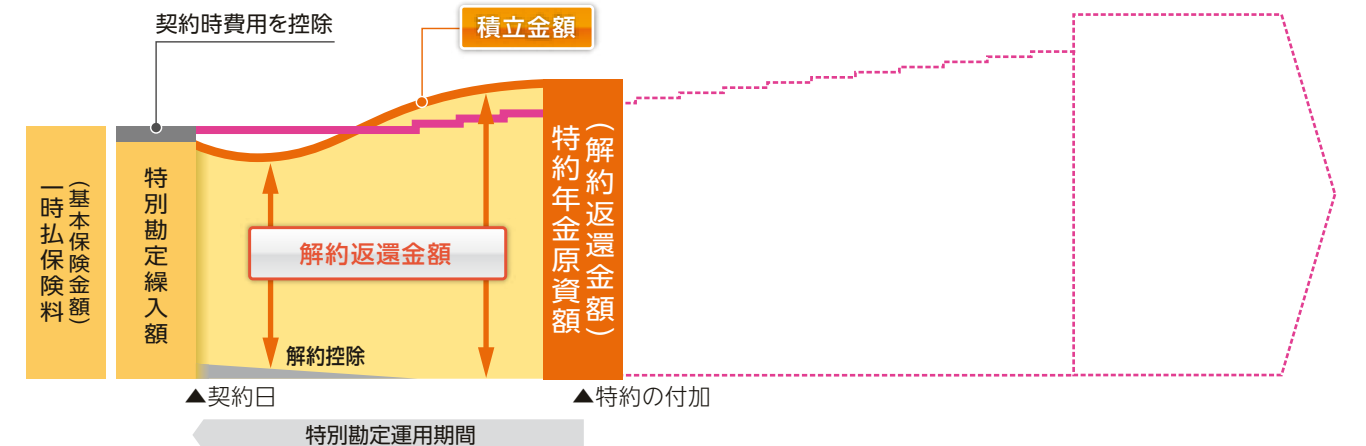
⚠️ ご注意ください

参考2のグラフは事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したものではありません。また、5年後・10年後・15年後に解約した場合の解約返還金額には最低保証はありません。([運用期間中年金支払移行特約]により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です。)特別勘定運用期間中、積立金額が最低保証されるのは特別勘定運用期間満了時のみとなります。

プレミアライフは、契約日から1年経過以後、いつでも年金に移行できるので、
生きてるうちにご自身で活用することができます。

(運用期間中年金支払移行特約 ▶ P13)

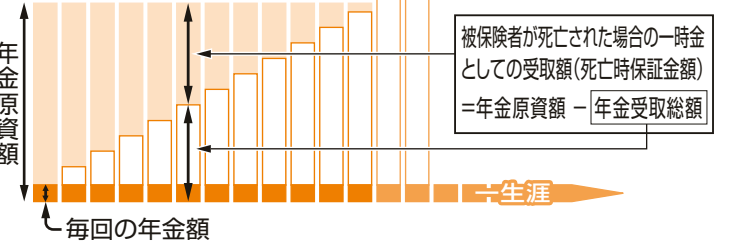
この他、ご契約を減額し、一時金でお受け取りいただくこともできます。▶ P9



ライフプランにあった
方法を選択できます。



死亡時保証金額付終身年金



10年保証期間付終身年金



*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額および積立金額を保証するものではありません。

プレミアライフは、
ふえた運用成果を
ご自身で受け取れる商品です。

【データ出所】Bloombergデータを使用して、第一フロンティア生命が計算。

【参考データ】米国株式:S&P500種指数先物取引、欧州株式:ユーロ・ストックス50指数先物取引(ただし、1988年1月~1998年6月については、MSCI ドイツローカル指数(配当込み)・MSCI フランスローカル指数(配当込み)をもとに第一フロンティア生命が算出)、国内債券:日本国債先物取引(長期国債先物)

*MSCI フランスローカル指数(配当込み)は1988年1月より公表が始められたため、それ以降のシミュレーションとしています。MSCI ドイツローカル指数(配当込み)・MSCI フランスローカル指数(配当込み)は、MSCI Inc. が公表しているインデックスで、当指数に関する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc. に属しております。

しくみと特徴

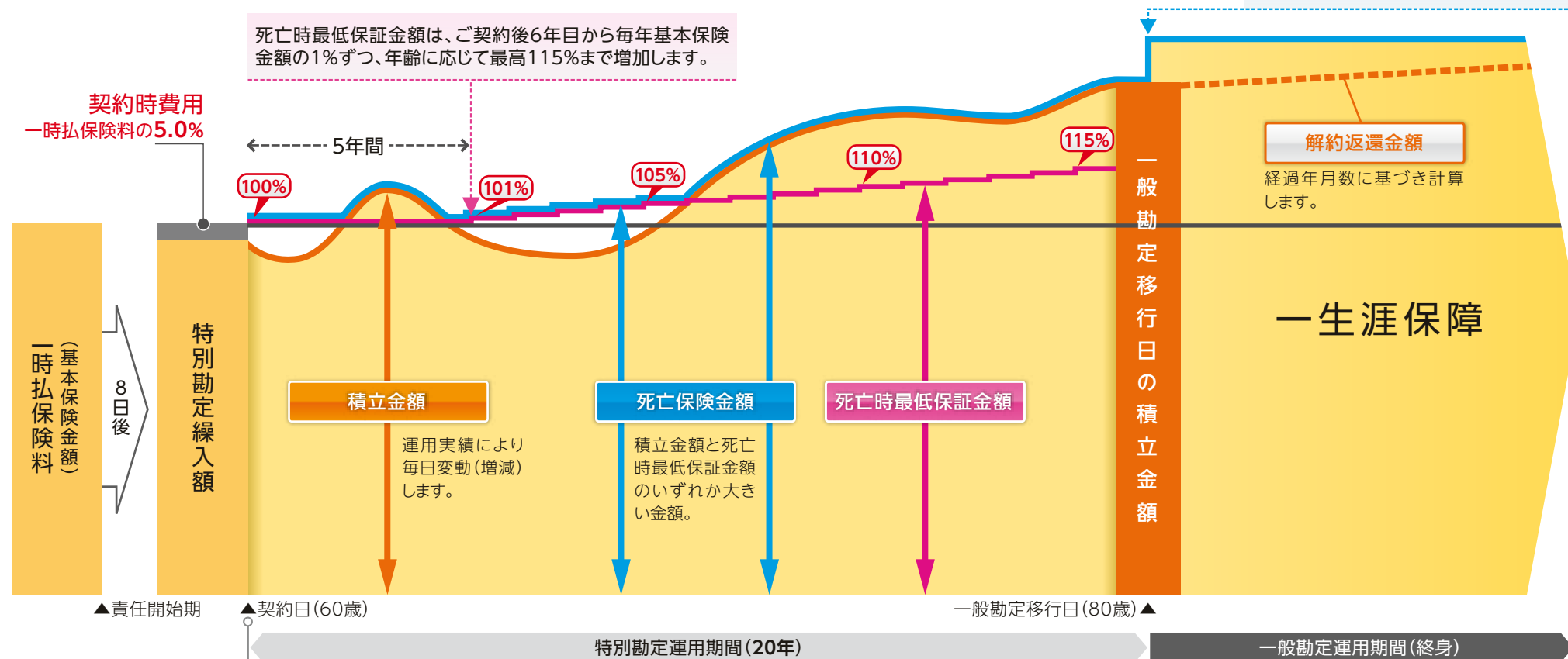


ご注意ください

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

一生涯にわたり死亡保障が続く、保険料一時払の終身保険です。

60歳契約 特別勘定運用期間満了時に積立金額が死亡時最低保証金額を上回った場合のイメージ図



契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日となります。▶ P13

*上記しくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額および積立金額を保証するものではありません。

特徴1 ふやす機能

守りながらふやす

▶ P7~9

契約後20年間は積立金を特別勘定で運用し、長期的な資産の成長をめざします。

- 特別勘定は、投資する資産の価格の変動率に応じて資産の配分比率を機動的にコントロールしながら、長期的な資産の成長をめざします。
- 特別勘定運用期間満了時の積立金額は死亡時最低保証金額(契約年齢により一時払保険料の100%~115%)が最低保証され、一般勘定運用期間中は期間の経過に応じて増加します。

特徴2 つかう機能

ふやしてつかう

▶ P9

契約日から1年経過以後は、いつでも年金に移行すること

- 契約日から1年経過以後であれば、その時点の解約返還金額を特約年金できます。(「運用期間中年金支払移行特約」の付加) ▶ P13
- 急に資金がご入用の場合には、ご契約いただけます。また、保険金額を減額いただくこともできます。

死亡保障にかえて、とができます。

ご契約者からのお申出により、いつでも原資として、年金受取を開始することが「運用期間中年金支払移行特約」の付加 ▶ P13

約を解約し解約返還金額をお受け取りし、減額部分の解約返還金をお受け取り

特徴3 のこす機能

最低保証のある安心

▶ P10

一生涯にわたり死亡保障が続く終身保険です。特別勘定運用期間中の死亡保険金額には最低保証があります。

- 80歳まで、健康状態などの告知なしで終身保険にご加入いただけます。
- 特別勘定運用期間(20年)中の死亡保険金額は、死亡時最低保証金額が最低保証されます。
- 契約20年後に一般勘定運用期間中の死亡保険金額を計算し、以後、一生涯にわたり定額の保障が続きます。

死亡時最低保証金額

特別勘定運用期間中の運用実績が思わしくなかった場合でも、一般勘定移行日の積立金額は死亡時最低保証金額と同額が最低保証されます。

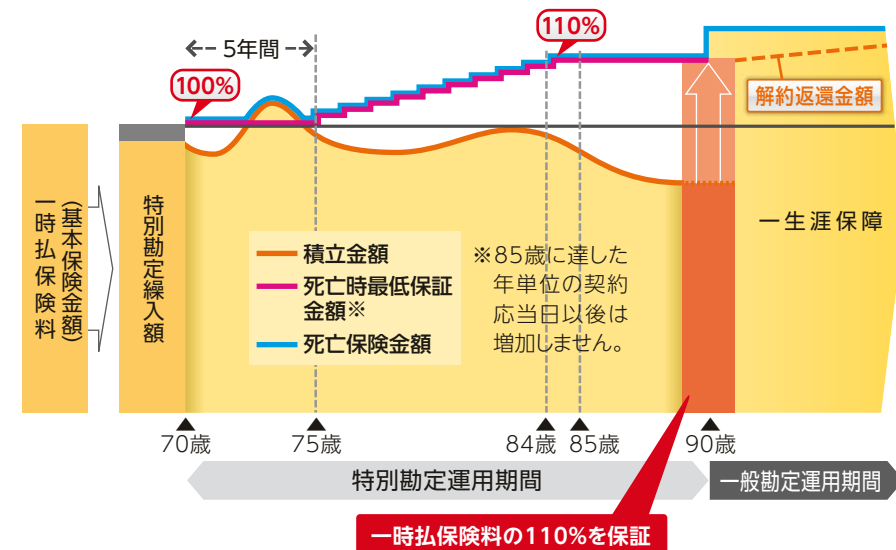
○死亡時最低保証金額…特別勘定運用期間(20年間)において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。

○死亡時最低保証率…契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし被保険者の年齢が85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

【契約年齢と特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証率】

65歳以下	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳	71歳	72歳
115%	114%	113%	112%	111%	110%	109%	108%
73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
107%	106%	105%	104%	103%	102%	101%	100%

70歳契約 特別勘定運用期間満了時に積立金額が死亡時最低保証金額を下回った場合のイメージ図



ご注意ください

ご負担いただく主な費用 ▶ P11

ご契約時は、契約時費用(基本保険金額に対して5.0%)をご負担いただきます。特別勘定運用期間中は、保険契約関係費(特別勘定の資産総額に対して年率2.60%)、および資産運用関係費(信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1365%)をご負担いただきます。また、契約日から5年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいたものとなります。

主な投資リスクについて ▶ P8、13

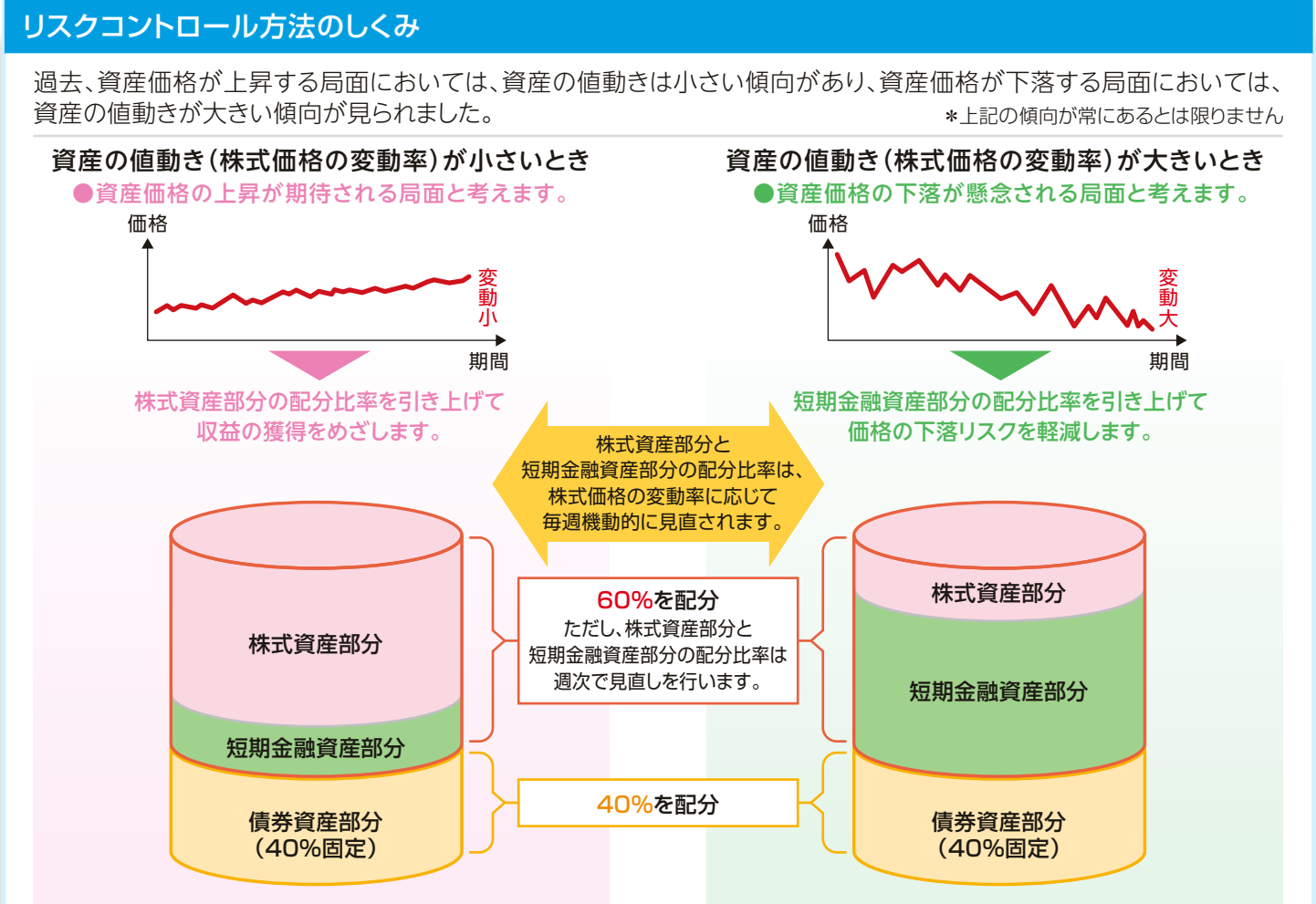
この保険は、特別勘定運用期間中、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながるから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

特別勘定運用期間中に解約・減額する場合のご留意事項について

- ・特別勘定運用期間中に解約・減額された場合の解約返還金額には最低保証はありませんので、一時払保険料相当額を下回る場合があります。(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資となるのは解約返還金額であるため同様です。)
- ・積立金額が最低保証されるのは特別勘定運用期間満了時のみとなります。

特別勘定「DIバランス型」

投資方針	実質的に海外の株式・国内の債券および円建の短期金融資産などに投資を行い、株式と短期金融資産の資産価格の「変動率（資産の値動き）」※を一定に保つようリスクをコントロールしながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。 ※証券などの価格の変動性のことで、原資産価格の変動幅が大きいほど、変動率（資産の値動き）が大きくなります。		
特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託の名称	運用会社	資産運用関係費
DIバランス型	DIAM世界アセットバランスファンド5VA（適格機関投資家限定）	DIAMアセットマネジメント株式会社	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して、 年率0.1365%（税抜0.13%） の1/365を毎日控除します。▶P11



主な投資対象について

- 株式資産部分は、収益獲得を目的に、成長が期待される海外の株式先物で運用します。
- 債券資産部分は、安定的な収益確保を目的に、国内の債券先物で運用します。
- 短期金融資産部分は、リスク回避を図ることを目的に、コールローン、CD、手形、債券現先などで運用します。

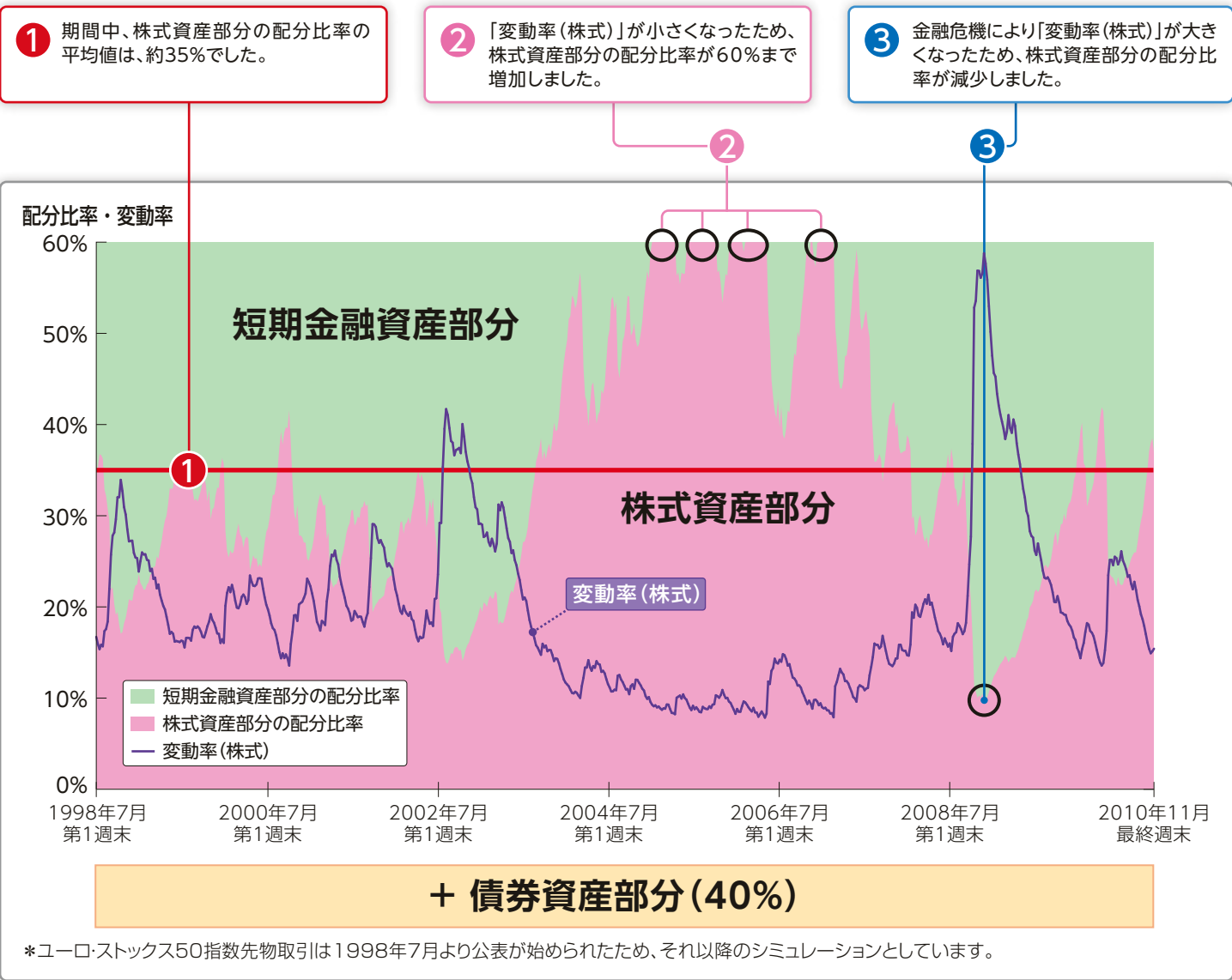
株式資産部分と債券資産部分の構成			
大区分	小区分と投資対象		小区分の配分比率
株式資産部分	米国株式（為替ヘッジあり）※	S&P500種指数先物取引	50%
	欧州株式（為替ヘッジあり）※	ユーロ・ストックス50指数先物取引	50%
債券資産部分	国内債券	日本国債先物取引（長期国債先物）	100%

※株式資産部分は為替リスクを軽減するために原則として為替ヘッジを行います。外貨で差し入れる先物委託証拠金に対して行うため、為替リスクを完全に排除できるものではありません。

⚠ **ご注意ください** リスクコントロール方法などの特別勘定の詳細につきましては「特別勘定のしおり」をお読みください。

参考 資産配分比率と変動率の推移シミュレーション

下記のグラフは特別勘定と同じリスクコントロール方法で運用したと仮定したデータに基づいて、1998年7月第1週末から2010年11月最終週末までの資産配分比率と変動率の推移（週次・リバランス後）を第一フロンティア生命でシミュレーションしたものです。



⚠ **ご注意ください** 上記シミュレーションは事後的に試算したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の配分比率を表したものではありません。また将来の配分比率を示唆あるいは保証するものではありません。

《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社
DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併して設立された運用会社です。運用力の強化、グローバルな分散投資を図るため、100%出資による子会社をロンドン、ニューヨーク、シンガポールに有しているほか、香港駐在事務所を開設するなど、世界的視野に立った調査・運用体制を実現しています。

⚠ **ご注意ください** **特別勘定とその投資リスクについて**

○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの変動（増減）につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した運用体制と運用方針に基づき運用します。

○特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。▶P13

○特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定の評価方法は投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

ふやす機能

最低保証のある安心

特別勘定運用期間を通じて運用成果が思わしくなかった場合でも、特別勘定運用期間満了時の積立金額は、契約年齢に応じて一時払保険料の100%～115%（最高）が最低保証され、一般勘定運用期間中は期間の経過に応じて増加します。

*特別勘定運用期間中に積立金額が最低保証されるのは特別勘定運用期間満了時のみとなります。

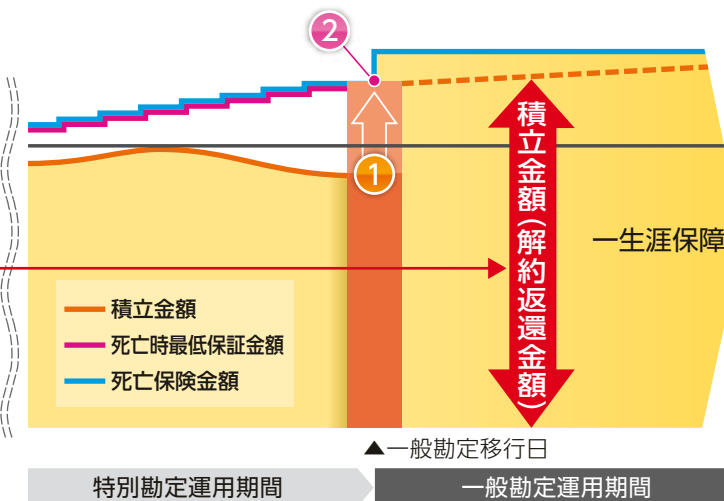
参考例 60歳契約 一時払保険料1,000万円で加入

一般勘定移行日の前日末に積立金額が死亡時最低保証金額を下回った場合

① 積立金額 900万円

② 死亡時最低保証金額 1,150万円

一般勘定移行日の積立金額は、②の金額(1,150万円)が保証され、一般勘定運用期間中は期間の経過に応じて増加します。



のこす機能

万一の場合に最低保証のある安心(死亡保障のしくみ)

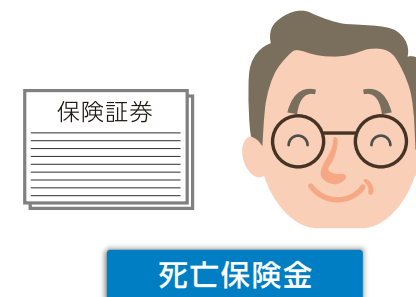
被保険者が死亡された場合には、あらかじめ指定した死亡保険金受取人に死亡保険金が支払われます。「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、死亡保険金は一時金でのお受取りにかえて、年金でお受け取りいただくこともできます。▶ P13

参考 生命保険を活用した相続準備

遺産分割準備

死亡保険金受取人を指定することができます

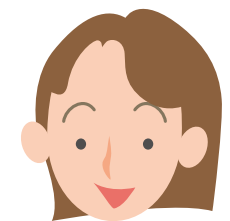
死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。死亡保険金は受取人の固有の財産となり、遺産分割において遺言と同様の効果があります。



現金の確保(納税資金準備)

死亡保険金受取人に現金をのこすことができます

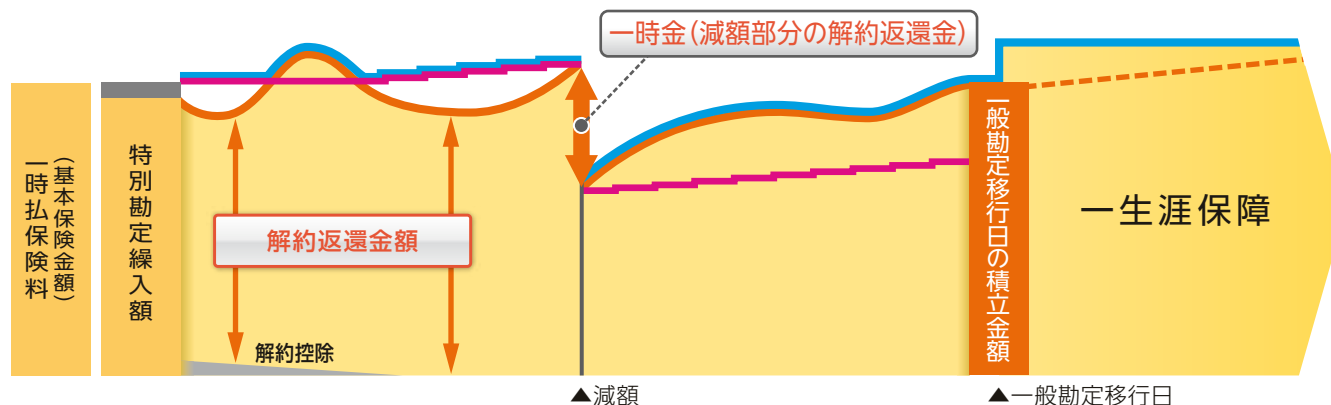
相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができますので、万一の場合の支出や納税資金に備えることができます。



つかう機能

減額のお取扱い

保険金額を減額(特別勘定運用期間中は基本保険金額の減額、一般勘定運用期間中は死亡保険金額の減額)し、減額した部分の解約返還金をお受け取りいただくことができます。



*減額後の保険金額が200万円以上ある必要があります。なお、残存部分は継続します。

*特別勘定運用期間中において、減額後の死亡時最低保証金額は、減額後の基本保険金額に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。

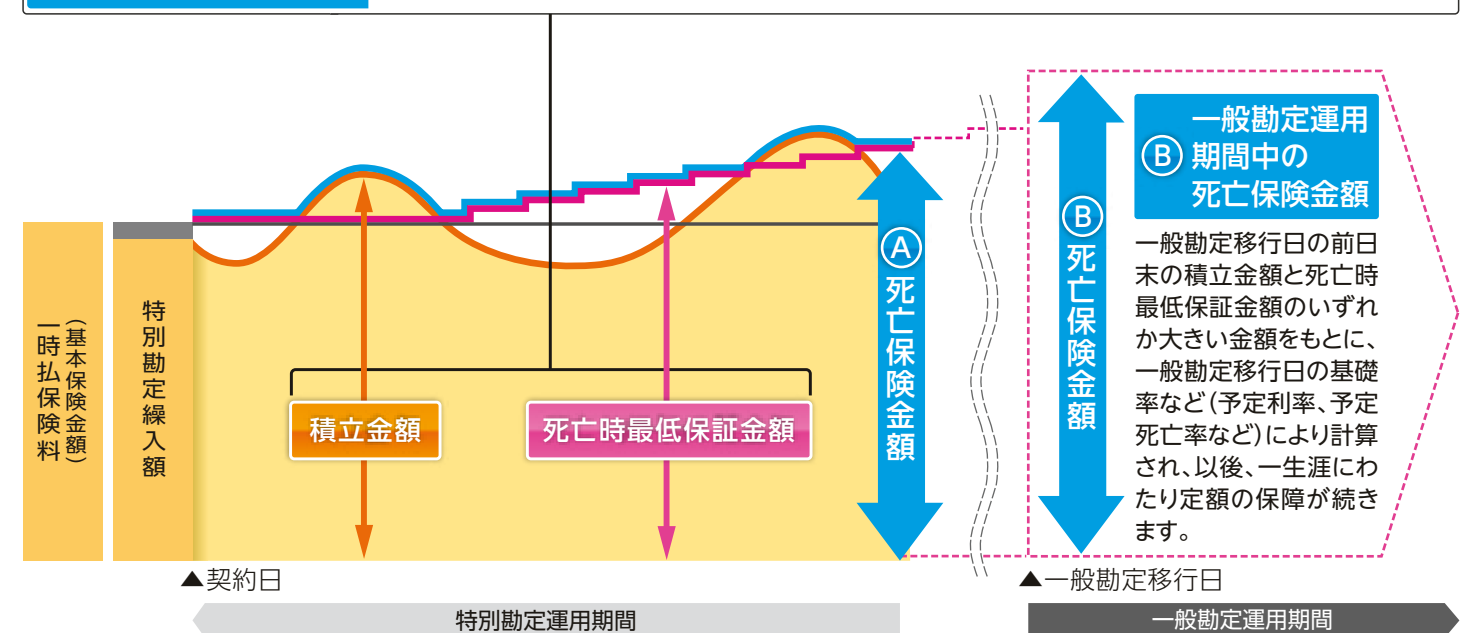
*契約日から5年未満に解約・減額する場合は経過年数に応じた解約控除がかかります。

つぎの①または②のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

① 特別勘定運用期間中(20年間)の死亡保険金額

① 被保険者死亡日末の積立金額

② 死亡時最低保証金額



ご注意ください

責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

お客さまにご負担いただく費用

この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、特別勘定運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。ただし、契約日から5年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

ご契約時	
項 目	費 用
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して 5.0%

特別勘定運用期間中

■すべてのご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
保険契約関係費 死亡保険金の最低保証や ご契約の維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して 年率 2.60%	左記の年率の1/365を積立金から 毎日控除します。
資産運用関係費※ 運用にかかわる費用として、投資対象と なる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して 年率 0.1365% (税抜0.13%)	左記の年率の1/365を投資信託の 信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかわる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2011年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

■特定のご契約者にご負担いただく費用

項 目	費 用	時 期
解約控除 契約日から5年未満の運用期間中に解約 ・減額または「運用期間中年金支払移行 特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額（減額の場合は減額する 部分の基本保険金額）に経過年数別の 解約控除率を乗じた金額 （注）解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払 移行特約」を付加した時に積立金から 控除します。

【別表】解約控除率

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上
解約控除率	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.0%

解約返還金額（基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額も同様）は、つぎのとおり計算されます。
解約返還金額 = 解約返還金計算日※末の積立金額 - 解約返還金計算日※末の基本保険金額 × 解約控除率

※請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日とします。）を解約返還金計算日とします。

上記の費用の他に以下の費用をご負担いただきます。

一般勘定運用期間中

一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など（予定利率、予定死亡率など）に基づいたものとなります。

特約年金受取期間中（「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合）

「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、保険契約関係費（年金管理費）（受取年金額に対して**1.0%**）をご負担いただきます。

*特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金（死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます。）の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費（年金管理費）は2011年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費（年金管理費）は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

税務のお取扱い

ここに記載の税務上のお取扱いは2011年2月現在のもので、法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。なお、**保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります。**
*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件	ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。
--------------	---

解約・減額時の差益に対する課税

課税の種類	所得税（一時所得※）+住民税
-------	----------------

死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 （保険料負担者）	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※）+住民税
ご契約者、被保険者、死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※ 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

一時所得の課税対象額 = $\left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} & - & \text{特別控除} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} & & \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$

ご注意いただきたい重要なお知らせ	
この商品は クーリング・オフ制度 の対象です	お申込者またはご契約者は、 ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます。) であれば、 第一フロンティア生命あての書面(消印有効) での郵便によるお申出により ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除 をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額を全額お返しいたします。
保障の責任開始期について	ご契約はお申込みと第一フロンティア生命の承諾によって成立します。この場合、 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った時から保険契約上の保障が開始 されます。
死亡保険金などをお支払い できない場合があります	責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき※など、死亡保険金をお支払いできない場合があります。 ※この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。
契約日および特別勘定による 運用の開始時期について	【契約日】 契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日となります。 【特別勘定による運用の開始時期】 一時払保険料を第一フロンティア生命が受け取った日(責任開始期)から起算して8日後となる日、または、第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日(承諾日)のいずれか遅い日末に一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します。

主な投資リスクについて	
株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。

運用期間中の年金移行のお取扱い(運用期間中年金支払移行特約)
■「運用期間中年金支払移行特約」を付加することにより、運用期間中に年金支払に移行することができます。
■契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。
■特約年金の種類は、確定年金、死亡時保証金額付終身年金、10年保証期間付終身年金から選択できます。
■特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります。(契約日から5年未満で年金移行する場合には、解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります。)
■特約年金額が30万円に満たない場合は、この特約の付加は取り扱いません。
死亡給付金等の年金払特約のお取扱い
■「死亡給付金等の年金払特約」を付加することにより、死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。
■死亡保険金の支払事由発生前に限り付加できます。支払事由発生後には付加できません。
■特約年金の受取回数は、5回～40回(5回さぎみ)の中から選択いただきます。支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の受取回数は変更可能です。
■特約年金でのお受取りを複数の特約年金受取人でご選択いただく場合、年金受取回数については、特約年金受取人全員が同一となります。
■特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。
※受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
※特約年金額は、特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、「運用期間中年金支払移行特約」の場合は特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額、「死亡給付金等の年金払特約」の場合は死亡保険金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。

主なお取扱いについて		
基本保険金額 (一時払保険料)		200万円～5億円 *特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額(基本保険金額×死亡時最低保証率)について5億円を限度とします。このため、基本保険金額の上限額は、契約年齢によって異なります。 *同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して上限額を超えることはできません。ただし、契約締結後2年を経過した保険契約については、2億円を上限として通算の計算から除外します。
一般勘定運用期間中の 死亡保険金額		200万円～7億円 *一般勘定移行日に、死亡保険金額が7億円を超えることとなる場合には、一般勘定移行日の前日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。 *同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額の通算限度があります。通算限度により死亡保険金額が200万円未満となる保険契約は、一般勘定移行日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、一般勘定移行日の前日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をご契約者にお支払いします。
保険期間	特別勘定運用期間	契約日から起算して20年
	一般勘定運用期間	特別勘定運用期間満了日の翌日(一般勘定移行日)以後、終身
契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定 *ひ孫、血族の甥(おい)・姪(めい)まで指定できます。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。
保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	保険金額の減額(特別勘定運用期間中は基本保険金額の減額、一般勘定運用期間中は死亡保険金額の減額)をお取扱いします。この場合、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 特別勘定運用期間中において、減額後の死亡時最低保証金額は、減額後の基本保険金額に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。